



改正後

更正決定等通知書（申請用／本表の一の二）

□□□-□□□□

---

殿

第 \_\_\_\_\_ 号 (番 号)  
 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_  
 税務署長 \_\_\_\_\_ 回

平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税及び復興特別所得税の減額申請の承認通知書

.....  
 あなたが平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付でされた平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請については、次のとおり承認します。

.....  
 この結果、この通知による承認後の予定納税額は、下の表の太いわく内になります。

区 分		㉑ 承認前の額	㉒ 承認後の額	㉓ 差引減少額 (㉑-㉒)
		円	円	円
申告納税見積額				
予定納税額	第 1 期			
	第 2 期			

本表の一の二

改正前

更正決定等通知書（申請用／本表の一の二）

□□□-□□□□

---

殿

第 \_\_\_\_\_ 号 (番 号)  
 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_  
 税務署長 \_\_\_\_\_ 回

平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税の減額申請の承認通知書

.....  
 あなたが平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付でされた平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税の予定納税額の減額申請については、次のとおり承認します。

.....  
 この結果、この通知による承認後の予定納税額は、下の表の太いわく内になります。

区 分		㉑ 承認前の額	㉒ 承認後の額	㉓ 差引減少額 (㉑-㉒)
		円	円	円
申告納税見積額				
予定納税額	第 1 期			
	第 2 期			

本表の一の二

改正後

改正前

更正決定等通知書（一般用/本表の二）

更正決定等通知書（一般用/本表の二）

□□□-□□□□

---

殿

第 号 (番 号)  
平成 年 月 日

税務署長 団

平成 年分所得税の  
加算税の賦課決定 通知書

平成 年分所得税の  
加算税の賦課決定 通知書

平成 年分の所得税について、別表のとおり、所得税額等の 及び加算税の賦課決定をします。

平成 年分の所得税について、別表のとおり、所得税額等の 及び加算税の賦課決定をします。

この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下表のとおりになります。

この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下表のとおりになります。

本 税 の 額 (別表の①欄の金額)		円	○ この新たに納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。
加 算 税 の 額	申告加算税 (別表の②欄の金額)		
	重 加 算 税 (別表の③欄の金額)		○ また、本税には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により延滞税を計算して同時に納付してください。

本 税 の 額 (別表の①欄の金額)		円	○ この新たに納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。
加 算 税 の 額	申告加算税 (別表の②欄の金額)		
	重 加 算 税 (別表の③欄の金額)		○ また、本税には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により延滞税を計算して同時に納付してください。

○ この処分の理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

本表の二

○ この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。  
( ) のうち ( ) 目

○ この処分の理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

本表の二

○ この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。  
( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後

更正決定等通知書（一般用／本表の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び蔵入代理店（郵便局を含む。）」又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{c} \text{（延滞税の割合）} \\ \text{新たに納付す} \\ \text{べき本税の額} \end{array} \times \begin{array}{c} 7.3\% \text{（注）} \\ \text{（納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過した日以後は14.6\%）} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{（期間（日数））} \\ \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \end{array} = \begin{array}{c} \text{延滞税の額} \end{array}$$

3 6 5

（注）延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合  
例えば、平成24年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.3%ですので平成24年1月1日から同年12月31日までの割合は4.3%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
  - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
  - ② 損失の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合
  - ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することとなります。

改正前

更正決定等通知書（一般用／本表の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び蔵入代理店（郵便局を含む。）」又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{c} \text{（延滞税の割合）} \\ \text{新たに納付す} \\ \text{べき本税の額} \end{array} \times \begin{array}{c} 7.3\% \text{（注）} \\ \text{（納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過した日以後は14.6\%）} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{（期間（日数））} \\ \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \end{array} = \begin{array}{c} \text{延滞税の額} \end{array}$$

3 6 5

（注）延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合  
例えば、平成23年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.3%ですので平成24年1月1日から同年12月31日までの割合は4.3%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
  - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
  - ② 損失の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合
  - ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することとなります。

改正後

改正前

更正決定等通知書（一般用／本表の二の二）

更正決定等通知書（一般用／本表の二の二）

Stamp area for the recipient (Tax Authority).

Form for the recipient's name and address.

殿 税務署長 閣

平成 年分所得税の更正 加算税の賦課決定通知書

平成 年分の所得税について、下の表のとおり、所得税額等の更正及び加算税の賦課決定をします。

Table for tax correction details (After). Columns include: 区分 (Category), 更正前の額 (Before), 更正後の額 (After), 増減(△印)差額 (Change). Rows include: 所得金額 (Income), 所得控除 (Deductions), 課税される所得金額 (Taxable Income), 税額 (Tax Amount), 加算税 (Additional Tax).

○ 納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当務署へ納付してください。

Stamp area for the sender (Tax Authority).

( ) のうち ( ) 目

Stamp area for the recipient (Tax Authority).

Form for the recipient's name and address.

殿 税務署長 閣

平成 年分所得税の更正 加算税の賦課決定通知書

平成 年分の所得税について、下の表のとおり、所得税額等の更正及び加算税の賦課決定をします。

Table for tax correction details (Before). Columns include: 区分 (Category), 更正前の額 (Before), 更正後の額 (After), 増減(△印)差額 (Change). Rows include: 所得金額 (Income), 所得控除 (Deductions), 課税される所得金額 (Taxable Income), 税額 (Tax Amount), 加算税 (Additional Tax).

○ 納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当務署へ納付してください。

Stamp area for the sender (Tax Authority).

( ) のうち ( ) 目

本表の1511

本表の1511

改正後

更正決定等通知書（一般用／本表の二の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）又は当務務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{c} \text{新たに納付すべき本税の額} \times \begin{array}{c} \text{(延滞税の割合)} \\ 7.3\% \text{ (注)} \\ \text{(納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過した日以後は14.6\%)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(期間(日数))} \\ \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \end{array} = \text{延滞税の額} \\ \text{365} \end{array}$$

(注) 延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合  
例えば、平成24年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.3%ですので平成25年1月1日から同年12月31日までの割合は4.3%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
  - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日以後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日以後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
  - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

改正前

更正決定等通知書（一般用／本表の二の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）又は当務務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{c} \text{新たに納付すべき本税の額} \times \begin{array}{c} \text{(延滞税の割合)} \\ 7.3\% \text{ (注)} \\ \text{(納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過した日以後は14.6\%)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(期間(日数))} \\ \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \end{array} = \text{延滞税の額} \\ \text{365} \end{array}$$

(注) 延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合  
例えば、平成23年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.3%ですので平成24年1月1日から同年12月31日までの割合は4.3%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
  - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日以後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日以後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
  - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。



改正後

改正前

更正決定等通知書（加算税用/本表の三の二）

更正決定等通知書（加算税用/本表の三の二）

Stamp area with a grid for address and a line for name.

Form for date and number: 第\_\_号 (番号) 平成\_\_年\_\_月\_\_日

税務署長 \_\_\_\_\_ 印

Stamp area with a grid for address and a line for name.

Form for date and number: 第\_\_号 (番号) 平成\_\_年\_\_月\_\_日

税務署長 \_\_\_\_\_ 印

平成\_\_年分所得税の加算税の賦課決定通知書

平成\_\_年分所得税の加算税の賦課決定通知書

平成\_\_年分所得税の平成\_\_年\_\_月\_\_日の\_\_\_\_\_により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

平成\_\_年分所得税の平成\_\_年\_\_月\_\_日の\_\_\_\_\_により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太い枠内になります。

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太い枠内になります。

Table with 6 rows for tax calculation: ① 加算税の基礎となる税額, ② 加算税の割合, ③ 加算税の額 (①×②), ④ 加算税の基礎となる税額, ⑤ 加算税の割合, ⑥ 加算税の額 (④×⑤). Includes a note about double payment.

Table with 6 rows for tax calculation: ① 加算税の基礎となる税額, ② 加算税の割合, ③ 加算税の額 (①×②), ④ 加算税の基礎となる税額, ⑤ 加算税の割合, ⑥ 加算税の額 (④×⑤). Includes a note about double payment.

○ この処分の理由

○ この処分の理由

Large rectangular area for providing reasons for the tax adjustment.

Large rectangular area for providing reasons for the tax adjustment.

( )のうちの( )目

( )枚のうちの( )枚目

本表の三の二

本表の三の二





改正後	改正前
<p>更正決定等通知書（加算税用/本表の三の三）（裏面）</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>更正決定等通知書（加算税用/本表の三の三）（裏面）（様式中アンダーライン省略）</p> <p>※ 納付場所…日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）</p> <p>（注）コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。</p> <p>利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認下さい。</p> <p>※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。</p>

改正後

改正前

更正決定等通知書（処分の理由/次葉）

更正決定等通知書（処分の理由/次葉）

○ 処分の理由 平成 年分 氏名 \_\_\_\_\_ 殿

○ 処分の理由 平成 年分 氏名 \_\_\_\_\_ 殿

Large rectangular area with horizontal dotted lines for writing the reasons for the decision.

Large rectangular area with horizontal dotted lines for writing the reasons for the decision.

次葉

次葉

( ) のうち ( ) 目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後

改正前

更正決定等通知書（別表）

更正決定等通知書（別表）

別表 平成 年分

別表 平成 年分

氏名 殿 (番号)

氏名 殿 (番号)

Table with columns for '区分' (Category), '前の額' (Previous Amount), '後の額' (After Amount), and '増減' (Change). Rows include '所得金額' (Income Amount), '所得控除' (Income Deductions), '課税される所得金額' (Taxable Income Amount), '算出税額' (Calculated Tax Amount), '税金から差し引かれる金額' (Amount Deducted from Tax), '源泉徴収税額' (Source Deduction Tax Amount), '申告加算税' (Declaratory Additional Tax), and '重加算税' (Double Additional Tax).

Table with columns for '区分' (Category), '前の額' (Previous Amount), '後の額' (After Amount), and '増減' (Change). Rows include '所得金額' (Income Amount), '所得控除' (Income Deductions), '課税される所得金額' (Taxable Income Amount), '算出税額' (Calculated Tax Amount), '税金から差し引かれる金額' (Amount Deducted from Tax), '源泉徴収税額' (Source Deduction Tax Amount), '申告加算税' (Declaratory Additional Tax), and '重加算税' (Double Additional Tax).

青・白

青・白

( ) のうち ( ) 目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後

更正決定等通知書（総所得金額等の計算書（損益通算用）/付表の一）

平成 年分 総所得金額等の計算書（通知書の別表の「所得金額」欄の①、②及び③の各欄の金額は、この計算書によって計算してあります。）  
（損益通算用）

1 経常所得内の損益通算 氏名 殿

所得の種類	通算前	通算	損失額又は所得金額
A 事業	円	円	① 円
不動産			② 円
利子			③ 円
配当			④ 円
給与			⑤ 円
雑			⑥ 円
経常所得の合計額（①～⑥の合計額）			⑦ 円

2 譲渡・一時所得内の損益通算

所得の種類	通算前	第1次通算後（特別控除前）	第2次通算後（特別控除前）	特別控除額	特別控除後の金額	損失額又は所得金額
B 譲渡・一時	円	円	円	円	円	⑧ 円
短期分離譲渡						⑨ 円
短期総合譲渡						⑩ 円
長期分離譲渡						⑪ 円
長期総合譲渡						⑫ 円
一時						⑬ 円

⑬欄には、通算後の譲渡所得の赤字があるとき、一時所得からその赤字を差し引いた金額が記載されています。

3 「経常所得」、「譲渡・一時所得」、「山林所得」、「退職所得」間の損益通算

所得の種類	通算前	第1次通算後	第2次通算後	第3次通算後	損失額又は所得金額
A 経常所得 ①	円	円	円	円	⑭ 円
B 譲渡・一時	円	円	円	円	⑮ 円
短期分離譲渡 ②					⑯ 円
短期総合譲渡 ③					⑰ 円
長期分離譲渡 (特定損失額) ④					⑱ 円
長期総合譲渡 ⑤					⑲ 円
一時 ⑥					⑳ 円
C 山林					㉑ 円
D 退職					㉒ 円

Aの赤字又はBの赤字は、まずBの黒字又はAの黒字から、次にC-Dの黒字の順に差し引いてあります。Cの赤字は、A-B-Dの黒字の順に差し引いてあります。

4 総所得金額等の赤字（純損失額）の内訳（被災事業用資産の損失額、変動所得の損失額及び（特定）居住用財産の譲渡損失の金額が内書きされています。）

総所得の赤字	所得の赤字	所得の赤字	所得の赤字
円	円	円	円

5 総所得金額等の計算（前年からの純損失等の繰越控除は付表の二又は付表の九で計算してあります。）

	① 通算後の所得金額 (⑦+⑧+⑩+⑫)×1)	② 特別控除額	③ 所得金額 (①-②)
総所得	円	円	円
所得			円
所得			
所得			

( ) のうち ( ) 目

付表の一

改正前

更正決定等通知書（総所得金額等の計算書（損益通算用）/付表の一）

平成 年分 総所得金額等の計算書（通知書の別表の「所得金額」欄の①、②及び③の各欄の金額は、この計算書によって計算してあります。）  
（損益通算用）

1 経常所得内の損益通算 氏名 殿

所得の種類	通算前	通算	損失額又は所得金額
A 事業	円	円	① 円
不動産			② 円
利子			③ 円
配当			④ 円
給与			⑤ 円
雑			⑥ 円
経常所得の合計額（①～⑥の合計額）			⑦ 円

2 譲渡・一時所得内の損益通算

所得の種類	通算前	第1次通算後（特別控除前）	第2次通算後（特別控除前）	特別控除額	特別控除後の金額	損失額又は所得金額
B 譲渡・一時	円	円	円	円	円	⑧ 円
短期分離譲渡						⑨ 円
短期総合譲渡						⑩ 円
長期分離譲渡						⑪ 円
長期総合譲渡						⑫ 円
一時						⑬ 円

⑬欄には、通算後の譲渡所得の赤字があるとき、一時所得からその赤字を差し引いた金額が記載されています。

3 「経常所得」、「譲渡・一時所得」、「山林所得」、「退職所得」間の損益通算

所得の種類	通算前	第1次通算後	第2次通算後	第3次通算後	損失額又は所得金額
A 経常所得 ①	円	円	円	円	⑭ 円
B 譲渡・一時	円	円	円	円	⑮ 円
短期分離譲渡 ②					⑯ 円
短期総合譲渡 ③					⑰ 円
長期分離譲渡 (特定損失額) ④					⑱ 円
長期総合譲渡 ⑤					⑲ 円
一時 ⑥					⑳ 円
C 山林					㉑ 円
D 退職					㉒ 円

Aの赤字又はBの赤字は、まずBの黒字又はAの黒字から、次にC-Dの黒字の順に差し引いてあります。Cの赤字は、A-B-Dの黒字の順に差し引いてあります。

4 総所得金額等の赤字（純損失額）の内訳（被災事業用資産の損失額、変動所得の損失額及び（特定）居住用財産の譲渡損失の金額が内書きされています。）

総所得の赤字	所得の赤字	所得の赤字	所得の赤字
円	円	円	円

5 総所得金額等の計算（前年からの純損失等の繰越控除は付表の二又は付表の九で計算してあります。）

	① 通算後の所得金額 (⑦+⑧+⑩+⑫)×1)	② 特別控除額	③ 所得金額 (①-②)
総所得	円	円	円
所得			円
所得			
所得			

( ) 枚のうち ( ) 枚目

付表の一

改正後

更正決定等通知書（総所得金額等の計算書（純損失等の繰越控除用）/付表の二）

総所得金額等の計算書（通知書の別表の「所得金額」欄の③、④及び⑤の各欄の金額は、この計算書によって計算してあります。）  
（純損失等の繰越控除用）

平成 年分

1 純損失の繰越控除

		氏名 _____ 殿		
	繰越控除前の 所得金額 ①	繰越純損失額 （前年から繰り越 された純損失の 金額） ②	差引計 ③ （①-②）	④の金額 （分譲譲渡所得等 互換の赤字、黒字 の控除後の金額） ④
総所得	円	円	円	「④」欄には、「分譲短期譲渡」と「分譲長期譲渡」の④の金額のうち一方が赤字で他方が黒字であるときは、その赤字と黒字を相殺した後の金額が書いてあります。
所得				
所得				
山林所得				
退職所得				

(2) 所得相互間の控除

⑤のうち、赤字の金額の合計額 ⑥ △ 円

	⑦のうち、黒字の金額 ⑦	差し引かれる⑥の赤字の金額 ⑧	繰越控除後の金額（⑦-⑧） ⑨
総所得	円	円	円
所得	⑩	⑪	⑫
所得	⑬	⑭	⑮
山林所得	⑯	⑰	⑱
退職所得	⑲	⑳	㉑

「⑨」の「⑦-⑧」欄には、「⑦」欄の⑦-⑨までの順に充てられる「⑥」欄の赤字の金額が書いてあります。

2 雑損失の繰越控除

繰越雑損失額（前年から繰り越された雑損失の金額） ㉒ △ 円

	⑩雑損失控除前の所得金額 ⑩	差し引かれる㉒の赤字の金額 ㉓	雑損失控除後の金額（⑩-㉓） ㉔
総所得	円	円	円
所得	㉕	㉖	㉗
所得	㉘	㉙	㉚
所得	㉛	㉜	㉝
山林所得	㉞	㉟	㊱
退職所得	㊲	㊳	㊴

「⑩」の「⑩-㉓」欄には、「⑩」欄の㉕-㉚までの順に充てられる「㉒」欄の赤字の金額が書いてあります。

3 総所得金額等の計算

	繰越損失控除後の金額 （1又は2による 赤字控除後の金額） ㉜	①特別控除額 ㉝	所得金額（㉜-㉝） ㉞
総所得	円		円
所得		円	
所得			
所得			
山林所得			
退職所得			

「㉞」欄には、1の(1)の「㉜」欄の金額、(2)の「㉝」欄の金額又は2の「㉜」欄の金額が書いてあります。

( ) のうち ( ) 目

付表の二

改正前

更正決定等通知書（総所得金額等の計算書（純損失等の繰越控除用）/付表の二）

総所得金額等の計算書（通知書の別表の「所得金額」欄の③、④及び⑤の各欄の金額は、この計算書によって計算してあります。）  
（純損失等の繰越控除用）

平成 年分

1 純損失の繰越控除

		氏名 _____ 殿		
	繰越控除前の 所得金額 ①	繰越純損失額 （前年から繰り越 された純損失の 金額） ②	差引計 ③ （①-②）	④の金額 （分譲譲渡所得等 互換の赤字、黒字 の控除後の金額） ④
総所得	円	円	円	「④」欄には、「分譲短期譲渡」と「分譲長期譲渡」の④の金額のうち一方が赤字で他方が黒字であるときは、その赤字と黒字を相殺した後の金額が書いてあります。
所得				
所得				
山林所得				
退職所得				

(2) 所得相互間の控除

⑤のうち、赤字の金額の合計額 ⑥ △ 円

	⑦のうち、黒字の金額 ⑦	差し引かれる⑥の赤字の金額 ⑧	繰越控除後の金額（⑦-⑧） ⑨
総所得	円	円	円
所得	⑩	⑪	⑫
所得	⑬	⑭	⑮
山林所得	⑯	⑰	⑱
退職所得	⑲	⑳	㉑

「⑨」の「⑦-⑧」欄には、「⑦」欄の⑦-⑨までの順に充てられる「⑥」欄の赤字の金額が書いてあります。

2 雑損失の繰越控除

繰越雑損失額（前年から繰り越された雑損失の金額） ㉒ △ 円

	⑩雑損失控除前の所得金額 ⑩	差し引かれる㉒の赤字の金額 ㉓	雑損失控除後の金額（⑩-㉓） ㉔
総所得	円	円	円
所得	㉕	㉖	㉗
所得	㉘	㉙	㉚
所得	㉛	㉜	㉝
山林所得	㉞	㉟	㊱
退職所得	㊲	㊳	㊴

「⑩」の「⑩-㉓」欄には、「⑩」欄の㉕-㉚までの順に充てられる「㉒」欄の赤字の金額が書いてあります。

3 総所得金額等の計算

	繰越損失控除後の金額 （1又は2による 赤字控除後の金額） ㉜	①特別控除額 ㉝	所得金額（㉜-㉝） ㉞
総所得	円		円
所得		円	
所得			
所得			
山林所得			
退職所得			

「㉞」欄には、1の(1)の「㉜」欄の金額、(2)の「㉝」欄の金額又は2の「㉜」欄の金額が書いてあります。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

付表の二

改正後

改正前

更正決定等通知書（変動所得・臨時所得の平均課税の計算書/付表の三）

更正決定等通知書（変動所得・臨時所得の平均課税の計算書/付表の三）

変動所得・臨時所得の平均課税の計算書（通知書の別表の「算出税額」欄の「⑬に対する税額」は、この計算書によって計算してあります。）

変動所得・臨時所得の平均課税の計算書（通知書の別表の「算出税額」欄の「⑬に対する税額」は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分			氏名 殿		
			④ 前の額	⑤ 後の額	⑥ 増減(△印)差額 (⑤-④)
			円	円	円
本年分の 変動所得の金額	事業所得・営業等 雑所得 計 (赤字の場合は0)	①			
		②			
		③			
臨時所得の金額	事業所得 営業等 農業	④			
		⑤			
	不動産所得 雑所得 計 (赤字の場合は0)	⑥			
		⑦			
		⑧			
変動所得 に 変動所得の 金額がある場合 超過額	前年以前2年間の 前年分 以前年分 平均 (⑨+⑩) 2 (赤字の場合は0)	⑨			
		⑩			
	前年以前2年間に 変動所得の金額がない場合 (⑩の金額そのまま)	⑪			
		⑫			
変動所得の超過額と臨時所得の金額との合計 (⑫+⑧)					
課税される所得金額(総所得)					
⑬の金額が⑭の 金額を超える場合	調整所得金額 (⑬-⑭× $\frac{1}{2}$ ) (1,000円未満の端数切捨て) 特別所得金額 (⑬-⑭)	⑮			
		⑯			
⑬の金額が⑭の 金額以下の場合	調整所得金額 (⑬× $\frac{1}{2}$ ) (1,000円未満の端数切捨て) 特別所得金額 (⑬-⑭)	⑮			
		⑯			
調整所得金額⑮に対する税額					
平均税率 ( $\frac{⑮}{⑰} \times 100$ ) (小数点以下切捨て)			%	%	
特別所得金額⑯に対する税額(⑯×⑰)			円	円	円
課税される所得金額(総所得)に対する税額(⑰+⑱)					

( )のうちの( )目

付表の三

平成 年分			氏名 殿		
			④ 前の額	⑤ 後の額	⑥ 増減(△印)差額 (⑤-④)
			円	円	円
本年分の 変動所得の金額	事業所得・営業等 雑所得 計 (赤字の場合は0)	①			
		②			
		③			
臨時所得の金額	事業所得 営業等 農業	④			
		⑤			
	不動産所得 雑所得 計 (赤字の場合は0)	⑥			
		⑦			
		⑧			
変動所得 に 変動所得の 金額がある場合 超過額	前年以前2年間の 前年分 以前年分 平均 (⑨+⑩) 2 (赤字の場合は0)	⑨			
		⑩			
	前年以前2年間に 変動所得の金額がない場合 (⑩の金額そのまま)	⑪			
		⑫			
変動所得の超過額と臨時所得の金額との合計 (⑫+⑧)					
課税される所得金額(総所得)					
⑬の金額が⑭の 金額を超える場合	調整所得金額 (⑬-⑭× $\frac{1}{2}$ ) (1,000円未満の端数切捨て) 特別所得金額 (⑬-⑭)	⑮			
		⑯			
⑬の金額が⑭の 金額以下の場合	調整所得金額 (⑬× $\frac{1}{2}$ ) (1,000円未満の端数切捨て) 特別所得金額 (⑬-⑭)	⑮			
		⑯			
調整所得金額⑮に対する税額					
平均税率 ( $\frac{⑮}{⑰} \times 100$ ) (小数点以下切捨て)			%	%	
特別所得金額⑯に対する税額(⑯×⑰)			円	円	円
課税される所得金額(総所得)に対する税額(⑰+⑱)					

( )のうちの( )目

付表の三

改正後

改正前

更正決定等通知書（分離課税の短期譲渡所得の税額計算書/付表の四の二）

更正決定等通知書（分離課税の短期譲渡所得の税額計算書/付表の四の二）

分離課税の短期譲渡所得の税額計算書（通知書の別表の「算出税額」欄の短期譲渡所得に対する税額は、この計算書によって計算してあります。）

分離課税の短期譲渡所得の税額計算書（通知書の別表の「算出税額」欄の短期譲渡所得に対する税額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分 氏名 殿

		④	前の額 円	⑤	後の額 円	⑥	増減(△印)差額 (⑤-④) 円
課税される 所得金額	総所得	①					
	短期譲渡所得	一般所得分	②				
		軽減所得分	③				
総所得①に対する税額		④					
一般所得分の 税額計算	短期譲渡所得②×40%	⑤					
	総所得①+（短期譲渡所得②） （1,000円未満の端数切捨て）	⑥					
	⑥に対する税額（平均課税を適用した 場合は下の⑦の金額）	⑦					
	（⑦-④）×110%	⑧					
	短期譲渡所得②⑤と⑧のいずれ に対する税額（か多い方の金額）	⑨					円
軽減所得分の 税額計算	短期譲渡所得③×20%	⑩					
	総所得①+（短期譲渡所得③） （1,000円未満の端数切捨て）	⑪					
	⑪に対する税額（平均課税を適用した 場合は下の⑫の金額）	⑫					
	（⑫-④）	⑬					
	短期譲渡所得③⑩と⑬のいずれ に対する税額（か多い方の金額）	⑭					円

平成 年分 氏名 殿

		④	前の額 円	⑤	後の額 円	⑥	増減(△印)差額 (⑤-④) 円
課税される 所得金額	総所得	①					
	短期譲渡所得	一般所得分	②				
		軽減所得分	③				
総所得①に対する税額		④					
一般所得分の 税額計算	短期譲渡所得②×40%	⑤					
	総所得①+（短期譲渡所得②） （1,000円未満の端数切捨て）	⑥					
	⑥に対する税額（平均課税を適用した 場合は下の⑦の金額）	⑦					
	（⑦-④）×110%	⑧					
	短期譲渡所得②⑤と⑧のいずれ に対する税額（か多い方の金額）	⑨					円
軽減所得分の 税額計算	短期譲渡所得③×20%	⑩					
	総所得①+（短期譲渡所得③） （1,000円未満の端数切捨て）	⑪					
	⑪に対する税額（平均課税を適用した 場合は下の⑫の金額）	⑫					
	（⑫-④）	⑬					
	短期譲渡所得③⑩と⑬のいずれ に対する税額（か多い方の金額）	⑭					円

変動所得・臨時所得の平均課税を適用した場合の上の⑦の金額の計算

変動所得・臨時所得の平均課税を適用した場合の上の⑦の金額の計算

平均課税対象金額 （変動所得・臨時所得の平均課税の計算書の⑩の金額）	⑩	円	円
⑩が⑪の金額 を超える場合	調整所得金額 （⑩×⑫） （1,000円未満の端数切捨て）	⑪	
	特別所得金額 （⑩-⑪）	⑫	
⑩が⑪の金額 以下の場合	調整所得金額 （⑩×⑬） （1,000円未満の端数切捨て）	⑭	
	特別所得金額 （⑩-⑭）	⑮	
税額	調整所得金額⑫に対する税額	⑯	
	平均税率（⑰×100） （小数点以下切捨て）	⑱	%
	特別所得金額⑮に対する税額 （⑮×⑱）	⑲	円
	税額の合計（⑯+⑲）	⑳	円

平均課税対象金額 （変動所得・臨時所得の平均課税の計算書の⑩の金額）	⑩	円	円
⑩が⑪の金額 を超える場合	調整所得金額 （⑩×⑫） （1,000円未満の端数切捨て）	⑪	
	特別所得金額 （⑩-⑪）	⑫	
⑩が⑪の金額 以下の場合	調整所得金額 （⑩×⑬） （1,000円未満の端数切捨て）	⑭	
	特別所得金額 （⑩-⑭）	⑮	
税額	調整所得金額⑫に対する税額	⑯	
	平均税率（⑰×100） （小数点以下切捨て）	⑱	%
	特別所得金額⑮に対する税額 （⑮×⑱）	⑲	円
	税額の合計（⑯+⑲）	⑳	円

( )のうちに( )月

( )枚のうちに( )枚目

付表の四の二

付表の四の二



改正後

改正前

更正決定等通知書（純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書/付表の七）

更正決定等通知書（純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書/付表の七）

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書

（通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する税額」の金額は、この計算書によって計算してあります。）

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書

（通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する税額」の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分		氏名 _____ 殿	
		金額	
		円	
平成 年分の純損失の金額	A 純損失の金額	① 総所得	④ 総所得
		② その他の所得	⑤ その他の所得
		③ 山林所得	⑥ 山林所得
純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	C 課税される所得金額	⑦ 総所得	⑮ 繰戻し後の課税される所得金額
		⑧ 山林所得	⑯ 山林所得
		⑩ 退職所得	⑰ 退職所得
前年の税額	D ⑦に対する税額	⑩	F ⑮に対する税額
		⑪	G ⑯に対する税額
		⑫	H ⑰に対する税額
		⑬ 計 (100円未満の端数は切り捨ててあります。)	I ⑱ 計 (100円未満の端数は切り捨ててあります。)
	⑭ 源泉徴収税額を差し引く前の所得税額 (分限課税の土地建物等の譲渡所得に対する税額、分限課税の株式等の譲渡所得等に対する税額、分限課税の上場株式等の配当所得に対する税額及び分限課税の先物取引の譲渡所得等に対する税額を除く。)	⑲ 純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (「⑩-⑬」と⑱のいずれか少ない方の金額)	

千円未満の端数は切り捨ててあります。

付表の七

( ) のうち ( ) 目

平成 年分		氏名 _____ 殿	
		金額	
		円	
平成 年分の純損失の金額	A 純損失の金額	① 総所得	④ 総所得
		② その他の所得	⑤ その他の所得
		③ 山林所得	⑥ 山林所得
純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	C 課税される所得金額	⑦ 総所得	⑮ 繰戻し後の課税される所得金額
		⑧ 山林所得	⑯ 山林所得
		⑩ 退職所得	⑰ 退職所得
前年の税額	D ⑦に対する税額	⑩	F ⑮に対する税額
		⑪	G ⑯に対する税額
		⑫	H ⑰に対する税額
		⑬ 計 (100円未満の端数は切り捨ててあります。)	I ⑱ 計 (100円未満の端数は切り捨ててあります。)
	⑭ 源泉徴収税額を差し引く前の所得税額 (分限課税の土地建物等の譲渡所得に対する税額、分限課税の株式等の譲渡所得等に対する税額、分限課税の上場株式等の配当所得に対する税額及び分限課税の先物取引の譲渡所得等に対する税額を除く。)	⑲ 純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (「⑩-⑬」と⑱のいずれか少ない方の金額)	

千円未満の端数は切り捨ててあります。

付表の七

( ) のうち ( ) 枚目

改正後

更正決定等通知書（純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書（東日本大震災用） / 付表の七の二）

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書（東日本大震災用）

（通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する税額」の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分 氏名 \_\_\_\_\_ 限

平成 年分の純損失の金額				平成 年分の純損失の金額			
A	総所得	被災純損失以外		B	総所得	被災純損失以外	
		①	①'			④	④'
A	総所得	被災純損失以外		B	総所得	被災純損失以外	
		①	①'			④	④'
A	その他	被災純損失以外		B	その他	被災純損失以外	
		②	②'			⑤	⑤'
A	山林所得	被災純損失以外		B	山林所得	被災純損失以外	
		③	③'			⑥	⑥'
C	課税される所得金額	山林所得		E	課税される所得金額	山林所得	
		⑦	⑦'			⑩	⑩'
C	山林所得	山林所得		E	山林所得	山林所得	
		⑧	⑧'			⑪	⑪'
C	退職所得	退職所得		E	退職所得	退職所得	
		⑨	⑨'			⑫	⑫'
D	⑦に対する税額	⑦に対する税額		F	⑩に対する税額	⑩に対する税額	
		⑩	⑩'			⑬	⑬'
D	⑧に対する税額	⑧に対する税額		F	⑪に対する税額	⑪に対する税額	
		⑪	⑪'			⑭	⑭'
D	⑨に対する税額	⑨に対する税額		F	⑫に対する税額	⑫に対する税額	
		⑫	⑫'			⑮	⑮'
D	計	計		F	計	計	
		⑬	⑬'			⑯	⑯'
E	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額		G	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額	
		⑭	⑭'			⑰	⑰'
E	純損失の金額の繰戻しによる還付金額	純損失の金額の繰戻しによる還付金額		G	純損失の金額の繰戻しによる還付金額	純損失の金額の繰戻しによる還付金額	
		⑮	⑮'			⑱	⑱'

千円未満の端数は切り捨ててあります。

1130757

( ) のうち ( ) 目

改正前

更正決定等通知書（純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書（東日本大震災用） / 付表の七の二）

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書（東日本大震災用）

（通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する税額」の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分 氏名 \_\_\_\_\_ 限

平成 年分の純損失の金額				平成 年分の純損失の金額			
A	総所得	被災純損失以外		B	総所得	被災純損失以外	
		①	①'			④	④'
A	総所得	被災純損失以外		B	総所得	被災純損失以外	
		①	①'			④	④'
A	その他	被災純損失以外		B	その他	被災純損失以外	
		②	②'			⑤	⑤'
A	山林所得	被災純損失以外		B	山林所得	被災純損失以外	
		③	③'			⑥	⑥'
C	課税される所得金額	山林所得		E	課税される所得金額	山林所得	
		⑦	⑦'			⑩	⑩'
C	山林所得	山林所得		E	山林所得	山林所得	
		⑧	⑧'			⑪	⑪'
C	退職所得	退職所得		E	退職所得	退職所得	
		⑨	⑨'			⑫	⑫'
D	⑦に対する税額	⑦に対する税額		F	⑩に対する税額	⑩に対する税額	
		⑩	⑩'			⑬	⑬'
D	⑧に対する税額	⑧に対する税額		F	⑪に対する税額	⑪に対する税額	
		⑪	⑪'			⑭	⑭'
D	⑨に対する税額	⑨に対する税額		F	⑫に対する税額	⑫に対する税額	
		⑫	⑫'			⑮	⑮'
D	計	計		F	計	計	
		⑬	⑬'			⑯	⑯'
E	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額		G	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額	
		⑭	⑭'			⑰	⑰'
E	純損失の金額の繰戻しによる還付金額	純損失の金額の繰戻しによる還付金額		G	純損失の金額の繰戻しによる還付金額	純損失の金額の繰戻しによる還付金額	
		⑮	⑮'			⑱	⑱'

千円未満の端数は切り捨ててあります。

1130757

( ) のうち ( ) 目

更正決定等通知書（加算税の基礎となる税額の計算書/付表の八）

更正決定等通知書（加算税の基礎となる税額の計算書/付表の八）

加算税の基礎となる税額の計算書

通知書又は別表の「加算税の基礎となる税額」は、この計算書によって計算してあります。  
ただし、加算税の過少（無）申告加算税がある場合の通知書又は別表の「過少（無）申告加算税の額」は、この計算書の総額の金額を基にして「加算税の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書」又は「加算税の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書」によって計算してあります。

加算税の基礎となる税額の計算書

通知書又は別表の「加算税の基礎となる税額」は、この計算書によって計算してあります。  
ただし、加算税の過少（無）申告加算税がある場合の通知書又は別表の「過少（無）申告加算税の額」は、この計算書の総額の金額を基にして「加算税の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書」又は「加算税の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書」によって計算してあります。

平成 年分		氏名 _____ 様				
		① 前の額	② 後の額	③ 隠ぺい仮装事由部分の額	④ 不正当事由部分の額	⑤ 正当な事由があること認めらるる事実に基づいて更正決定された場合の額 (②-③)
所得金額	総所得 ①	円	円	円	円	円
	所得 ②					
	所得 ③					
所得金額から差し引かれる金額 ④						
課税所得される額	総所得 ⑤					
	所得 ⑥					
	所得 ⑦					
算出税額	⑧に対する税額 ⑧					
	⑨に対する税額 ⑨					
	⑩に対する税額 ⑩					
	計 ⑪					
税金から差し引かれる金額 ⑫				円	円	
差引所得税額(⑪-⑫) (引ききれないときは0) ⑬						
災害減免額 外国税額控除 ⑭				円	円	
源泉徴収税額 ⑮						
申告納税額 (⑬-⑭-⑮) ⑯						
予定納税額 ⑰				円	円	
確定納税額	納付すべき税額 ⑱					
	還付金相当額 ⑲					
損失の繰戻し	還付金相当額 ⑳					
	減少する還付加算金 ㉑					
増差税額 (㉑、㉒、㉓、㉔) ㉒				(⑱-⑲) 円	(㉑-㉒) 円	
加算税の基礎となる税額 ㉓				(増加算税分) (1万円未満の端数切捨て)	(過少(無)申告加算税分) (1万円未満の端数切捨て)	

付表の八

( )\_のうち( )\_目

平成 年分		氏名 _____ 様				
		① 前の額	② 後の額	③ 隠ぺい仮装事由部分の額	④ 不正当事由部分の額	⑤ 正当な事由があること認めらるる事実に基づいて更正決定された場合の額 (②-③)
所得金額	総所得 ①	円	円	円	円	円
	所得 ②					
	所得 ③					
所得金額から差し引かれる金額 ④						
課税所得される額	総所得 ⑤					
	所得 ⑥					
	所得 ⑦					
算出税額	⑧に対する税額 ⑧					
	⑨に対する税額 ⑨					
	⑩に対する税額 ⑩					
	計 ⑪					
税金から差し引かれる金額 ⑫				円	円	
差引所得税額(⑪-⑫) (引ききれないときは0) ⑬						
災害減免額 外国税額控除 ⑭				円	円	
源泉徴収税額 ⑮						
申告納税額 (⑬-⑭-⑮) ⑯						
予定納税額 ⑰				円	円	
確定納税額	納付すべき税額 ⑱					
	還付金相当額 ⑲					
損失の繰戻し	還付金相当額 ⑳					
	減少する還付加算金 ㉑					
増差税額 (㉑、㉒、㉓、㉔) ㉒				(⑱-⑲) 円	(㉑-㉒) 円	
加算税の基礎となる税額 ㉓				(増加算税分) (1万円未満の端数切捨て)	(過少(無)申告加算税分) (1万円未満の端数切捨て)	

付表の八

( )枚のうち( )枚目

改正後

更正決定等通知書（加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書/  
付表の八の三）

加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書

（通知書又は別表の「過少申告加算税の額」は、この計算書の⑬の金額が記載してあります。）

○ あなたの過少申告加算税については、国税通則法第65条第2項の規定により、同条第1項の規定によって計算した加算税（通常分の過少申告加算税）のほかに、この計算書の⑬の税額についても加算税（加重分の過少申告加算税）が課されることとなります。

平成 年分 氏名 殿

区 分		前の額	後の額
加算税の対象となる税額 ①		円	円
累 積 増 差 税 額	平成 年 月 日 の 分 ②		
	平成 年 月 日 の 分 ③		
	平成 年 月 日 の 分 ④		
	平成 年 月 日 の 分 ⑤		
	平成 年 月 日 の 分 ⑥		
	① から ⑥ の 計 ⑦		
期 限 内 申 告 税 額	平成 年 月 日 の 確 定 申 告 分 ⑧		
	外 国 税 額 控 除 額 ⑨		
	源 泉 徴 収 税 額 ⑩		
	予 納 税 額 ⑪		
	災 害 減 免 額 ⑫		
⑧ から ⑫ の 計 ⑬			
⑬の金額と50万円のいずれか多い方の金額 ⑭			
①の金額と「⑦-⑭」の金額のいずれか少ない方の金額 ⑮			
加重算税の対象となる税額 ⑯			
通 常	加算税の基礎となる税額（①-⑯） （1万円未満の端数切捨て） ⑰		
	加重算税の割合 ⑱	%	%
分	加重算税の額（⑰×⑱） ⑲	円	円
加 重	加算税の基礎となる税額（⑬-⑯） （1万円未満の端数切捨て） ⑳		
	加重算税の割合 ㉑	%	%
分	加重算税の額（⑳×㉑） ㉒	円	円
過少申告加算税の額（⑲+㉒） ㉓			

( ) のうち ( ) 目

改正前

更正決定等通知書（加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書/  
付表の八の三）

加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書

（通知書又は別表の「過少申告加算税の額」は、この計算書の⑬の金額が記載してあります。）

○ あなたの過少申告加算税については、国税通則法第65条第2項の規定により、同条第1項の規定によって計算した加算税（通常分の過少申告加算税）のほかに、この計算書の⑬の税額についても加算税（加重分の過少申告加算税）が課されることとなります。

平成 年分 氏名 殿

区 分		前の額	後の額
加算税の対象となる税額 ①		円	円
累 積 増 差 税 額	平成 年 月 日 の 分 ②		
	平成 年 月 日 の 分 ③		
	平成 年 月 日 の 分 ④		
	平成 年 月 日 の 分 ⑤		
	平成 年 月 日 の 分 ⑥		
	① から ⑥ の 計 ⑦		
期 限 内 申 告 税 額	平成 年 月 日 の 確 定 申 告 分 ⑧		
	外 国 税 額 控 除 額 ⑨		
	源 泉 徴 収 税 額 ⑩		
	予 納 税 額 ⑪		
	災 害 減 免 額 ⑫		
⑧ から ⑫ の 計 ⑬			
⑬の金額と50万円のいずれか多い方の金額 ⑭			
①の金額と「⑦-⑭」の金額のいずれか少ない方の金額 ⑮			
加重算税の対象となる税額 ⑯			
通 常	加算税の基礎となる税額（①-⑯） （1万円未満の端数切捨て） ⑰		
	加重算税の割合 ⑱	%	%
分	加重算税の額（⑰×⑱） ⑲	円	円
加 重	加算税の基礎となる税額（⑬-⑯） （1万円未満の端数切捨て） ⑳		
	加重算税の割合 ㉑	%	%
分	加重算税の額（⑳×㉑） ㉒	円	円
過少申告加算税の額（⑲+㉒） ㉓			

( ) 枚のうち ( ) 枚目

付表の八の三

改正後

更正決定等通知書（加重分の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書/付表の八の四）

加重分の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書

（通知書又は別表の「無申告加算税の額」は、この計算書の⑭欄の金額が記載してあります。）

○ あなたの無申告加算税については、国税通則法第66条第2項の規定により、同条第1項の規定によって計算した加算税（通常分の無申告加算税）のほかに、この計算書の⑭欄の税額についても加算税（加重分の無申告加算税）が課されることになります。

平成 年分		氏名 殿	
区 分	前の額	後の額	
加算税の対象となる税額 ①	円	円	
累積納付税額	平成 年 月 日 分 ②		
	平成 年 月 日 分 ③		
	平成 年 月 日 分 ④		
	平成 年 月 日 分 ⑤		
	平成 年 月 日 分 ⑥		
① から ⑥ の計 ⑦			
①の金額と「⑦-50万円」の金額のいずれか少ない方の金額 ⑧			
加重算税の対象となる税額 ⑨			
加重算税の基礎となる税額 (①-⑧) (1万円未満の端数切捨て)	⑩		
通常加算税の割合 ⑪	%	%	%
通常加算税の額 (⑩×⑪) ⑫	円	円	円
加重算税の基礎となる税額 (⑧-⑩) (1万円未満の端数切捨て)	⑬		
加重算税の割合 ⑭	%	%	%
加重算税の額 (⑬×⑭) ⑮	円	円	円
無申告加算税の額 (⑫+⑮) ⑯			

( ) のうち ( ) 目

改正前

更正決定等通知書（加重分の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書/付表の八の四）

加重分の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書

（通知書又は別表の「無申告加算税の額」は、この計算書の⑭欄の金額が記載してあります。）

○ あなたの無申告加算税については、国税通則法第66条第2項の規定により、同条第1項の規定によって計算した加算税（通常分の無申告加算税）のほかに、この計算書の⑭欄の税額についても加算税（加重分の無申告加算税）が課されることになります。

平成 年分		氏名 殿	
区 分	前の額	後の額	
加算税の対象となる税額 ①	円	円	
累積納付税額	平成 年 月 日 分 ②		
	平成 年 月 日 分 ③		
	平成 年 月 日 分 ④		
	平成 年 月 日 分 ⑤		
	平成 年 月 日 分 ⑥		
① から ⑥ の計 ⑦			
①の金額と「⑦-50万円」の金額のいずれか少ない方の金額 ⑧			
加重算税の対象となる税額 ⑨			
加重算税の基礎となる税額 (①-⑧) (1万円未満の端数切捨て)	⑩		
通常加算税の割合 ⑪	%	%	%
通常加算税の額 (⑩×⑪) ⑫	円	円	円
加重算税の基礎となる税額 (⑧-⑩) (1万円未満の端数切捨て)	⑬		
加重算税の割合 ⑭	%	%	%
加重算税の額 (⑬×⑭) ⑮	円	円	円
無申告加算税の額 (⑫+⑮) ⑯			

( ) 枚のうち ( ) 枚目

付表の八の四

付表の八の四

改正後

更正決定等通知書（翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書/付表の九）

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書  
平成 年分

（通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・繰損失の金額」欄の金額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の譲渡所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。）

1 繰越損失額控除前の所得金額 氏名 \_\_\_\_\_ 職 \_\_\_\_\_

総所得	所得	所得	所得	所得	所得
①	②	③	④	⑤	

2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の譲渡所得等の金額

損失の種類	④前年から繰り越された損失額		⑤本年分の所得から控除される繰越損失		⑥翌年への繰越損失額（④-⑤）	
	純所得	円	円	円	円	
その年の三年前（年）分	総 被災事業用資産分					/
	所 変動所得分					
	得 その他分					
	損 所得					
その年の二年前（年）分	山所 被災事業用資産分					/
	林得 その他分					
	失 (特定)居住用財産分					
	雑 損失					
その年の前年（年）分	純 被災事業用資産分					/
	損 変動所得分					
	得 その他分					
	失 所得					
本年分	山所 被災事業用資産分					/
	林得 その他分					
	失 (特定)居住用財産分					
	雑 損失					

株式等の譲渡所得等	⑦欄、⑧欄及び⑨欄には、前年から繰り越された繰越損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。	⑩	円
上場株式等の配当所得		⑪	円
先物取引の事業・雑所得		⑫	円

3 (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額

純損失の金額	⑬ (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	⑭ 翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額(⑬-⑭)
本年分	円	円

( )のうちの( )目

付表の九

改正前

更正決定等通知書（翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書/付表の九）

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書  
平成 年分

（通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・繰損失の金額」欄の金額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の譲渡所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。）

1 繰越損失額控除前の所得金額 氏名 \_\_\_\_\_ 職 \_\_\_\_\_

総所得	所得	所得	所得	所得	所得
①	②	③	④	⑤	

2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の譲渡所得等の金額

損失の種類	④前年から繰り越された損失額		⑤本年分の所得から控除される繰越損失		⑥翌年への繰越損失額（④-⑤）	
	純所得	円	円	円	円	
その年の三年前（年）分	総 被災事業用資産分					/
	所 変動所得分					
	得 その他分					
	損 所得					
その年の二年前（年）分	山所 被災事業用資産分					/
	林得 その他分					
	失 (特定)居住用財産分					
	雑 損失					
その年の前年（年）分	純 被災事業用資産分					/
	損 変動所得分					
	得 その他分					
	失 所得					
本年分	山所 被災事業用資産分					/
	林得 その他分					
	失 (特定)居住用財産分					
	雑 損失					

株式等の譲渡所得等	⑦欄、⑧欄及び⑨欄には、前年から繰り越された繰越損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。	⑩	円
上場株式等の配当所得		⑪	円
先物取引の事業・雑所得		⑫	円

3 (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額

純損失の金額	⑬ (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	⑭ 翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額(⑬-⑭)
本年分	円	円

( )枚のうちの( )枚目

付表の九

改正後

改正前

更正決定等通知書（翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書（東日本大震災用）/付表の九の二 平成22年分）

更正決定等通知書（翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書（東日本大震災用）/付表の九の二 平成22年分）

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書  
（東日本大震災用）

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書  
（東日本大震災用）

（通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額」欄の金額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。）

（通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額」欄の金額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成22年分

平成22年分

1 繰越損失額控除前の所得金額 氏名 \_\_\_\_\_ 職 \_\_\_\_\_

総所得	所得	所得	所得	所得
①	②	③	④	⑤

1 繰越損失額控除前の所得金額 氏名 \_\_\_\_\_ 職 \_\_\_\_\_

総所得	所得	所得	所得	所得
①	②	③	④	⑤

2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額

2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額

損失の種類	④前年から繰り越された損失額		⑤本年分の所得から控除される繰越損失額		⑥翌年への繰越損失額 (④-⑤)
	円	円	円	円	
19年分 純損失	19年分が青色の場合	山林以外の所得の損失			/
		山林所得の損失			
	19年分が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失	山林以外		
		山林			
	(特定)居住用財産分				
	雑損失				
20年分 純損失	20年分が青色の場合	山林以外の所得の損失			/
		山林所得の損失			
	20年分が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失	山林以外		
		山林			
	(特定)居住用財産分				
	雑損失				
21年分 純損失	21年分が青色の場合	山林以外の所得の損失			/
		山林所得の損失			
	21年分が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失	山林以外		
		山林			
	(特定)居住用財産分				
	雑損失				
本年分 純損失	本年分が青色の場合	被災純損失以外の損失	山林以外		/
		山林			
	本年分が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失	山林以外		
		山林			
	被災純損失(青・白)	山林以外			
	山林				
	(特定)居住用財産分				
	雑損失				
	特定雑損失以外の雑損失				
	特定雑損失				

(特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額は、下の3により計算してあります。

損失の種類	④前年から繰り越された損失額		⑤本年分の所得から控除される繰越損失額		⑥翌年への繰越損失額 (④-⑤)
	円	円	円	円	
19年分 純損失	19年分が青色の場合	山林以外の所得の損失			/
		山林所得の損失			
	19年分が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失	山林以外		
		山林			
	(特定)居住用財産分				
	雑損失				
20年分 純損失	20年分が青色の場合	山林以外の所得の損失			/
		山林所得の損失			
	20年分が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失	山林以外		
		山林			
	(特定)居住用財産分				
	雑損失				
21年分 純損失	21年分が青色の場合	山林以外の所得の損失			/
		山林所得の損失			
	21年分が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失	山林以外		
		山林			
	(特定)居住用財産分				
	雑損失				
本年分 純損失	本年分が青色の場合	被災純損失以外の損失	山林以外		/
		山林			
	本年分が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失	山林以外		
		山林			
	被災純損失(青・白)	山林以外			
	山林				
	(特定)居住用財産分				
	雑損失				
	特定雑損失以外の雑損失				
	特定雑損失				

(特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額は、下の3により計算してあります。

株式等の譲渡所得等	⑥欄、⑦欄及び⑧欄には、前年から繰り越された	⑩	円
上場株式等の配当所得	雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いて	⑪	円
先物取引の雑所得等	あります。	⑫	円

株式等の譲渡所得等	⑥欄、⑦欄及び⑧欄には、前年から繰り越された	⑩	円
上場株式等の配当所得	雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いて	⑪	円
先物取引の雑所得等	あります。	⑫	円

(注)「④前年から繰り越された損失額」は、古い年分から順次差し引いて計算してあります。

(注)「④前年から繰り越された損失額」は、古い年分から順次差し引いて計算してあります。

3 (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額

3 (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額

本年分	純損失の金額 (前年へ繰り越した純損失の金額は除いてあります。)	⑩(特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	⑪翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額 (⑩-⑪)
本			

本年分	⑩純損失の金額 (前年へ繰り越した純損失の金額は除いてあります。)	⑪(特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	⑫翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額 (⑩-⑫)
本			

( )のうちの( )目

( )枚のうち( )枚目

付表の九の二

付表の九の二





更正決定等通知書（翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書（東日本大震災用）/付表の九

（新設）

の二 平成24年分）（様式中アンダーライン省略）

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書（東日本大震災用）

（通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額」欄の金額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成24年分

氏名 販

1 繰越損失額控除前の所得金額

総所得	所得	所得	所得	所得
①	②	③	④	⑤

2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額

損失の種類	④前年から繰り越された損失額		⑤本年分の所得から控除される額		⑥翌年への繰越損失額 (④-⑤)
	円	円	円	円	
21年分 純損失	21年分が青色の場合	山林以外の所得の損失 山林所得の損失			/
	21年分が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失 山林			
	雑損失	(特定)居住用財産分損			
22年分 純損失	22年分が青色の場合	被災純損失以外の損失 山林			/
	22年分が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失 山林			
	雑損失	被災純損失 (青・白) (特定)居住用財産分損			
23年分 純損失	23年分が青色の場合	被災純損失 山林			/
		被災純損失以外の損失 山林			
	23年分が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失 山林			
雑損失	被災純損失 (青・白) (特定)居住用財産分損				
本年分 純損失	本年分が青色の場合	被災純損失 山林			/
		被災純損失以外の損失 山林			
	本年分が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失 山林			
雑損失	被災純損失 (青・白) (特定)居住用財産分損				

株式等の譲渡所得等	①欄、②欄及び③欄には、前年から繰り越された	④	円
上場株式等の配当所得	雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いて	⑤	
先物取引の雑所得等	あります。	⑥	

(注)「④前年から繰り越された損失額」は、古い年分から順次差し引いて計算してあります。また、平成22年分以後の損失額については、その損失額の繰越控除期間が短いものから先に差し引いて計算してあります。

3 (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額

本年分	純損失の金額 (前年へ繰り越した純損失の金額は控除してあります。)	(特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額 (④-⑤)
円	円	円	円

( ) のうち ( ) 目

付表の九の二

改正後

改正前

更正決定等通知書（翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算書/付表の十）

更正決定等通知書（翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算書/付表の十）

翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算書

（通知書の別表の「翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額」欄の金額は、この計算書によって計算してあります。）

翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算書

（通知書の別表の「翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額」欄の金額は、この計算書によって計算してあります。）

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

1 平成 \_\_\_\_ 年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額の計算

1 平成 \_\_\_\_ 年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額の計算

株式等に係る譲渡所得等の金額	①	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	②	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	③	
特定投資株式に係る譲渡損失の金額(②+③) (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	④	
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	⑤	
本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (①<④の場合は④、①>④の場合は①と①-④の金額のいずれか少ない方の金額が書いてあります。)	⑥	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①の金額と⑤の金額のうち、いずれか少ない方の金額が書いてあります。)	⑦	
本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額	⑧	
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(⑦-⑧) (損失の金額が算出されない場合には0と書いてあります。)	⑨	
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額(⑧-⑦) (所得金額が算出されない場合には0と書いてあります。)	⑩	

株式等に係る譲渡所得等の金額	①	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	②	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	③	
特定投資株式に係る譲渡損失の金額(②+③) (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	④	
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (損失の金額がない場合には0と書いてあります。)	⑤	
本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (①<④の場合は④、①>④の場合は①と①-④の金額のいずれか少ない方の金額が書いてあります。)	⑥	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①の金額と⑤の金額のうち、いずれか少ない方の金額が書いてあります。)	⑦	
本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額	⑧	
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(⑦-⑧) (損失の金額が算出されない場合には0と書いてあります。)	⑨	
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額(⑧-⑦) (所得金額が算出されない場合には0と書いてあります。)	⑩	

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成__年分)	特定	株式 ④	/
	上場	株式 ⑤	
		配当 ⑥	
本年の 2年前分 (平成__年分)	特定	株式 ④	円
	上場	株式 ⑤	
		配当 ⑥	
本年の 前年分 (平成__年分)	特定	株式 ④	円
	上場	株式 ⑤	
		配当 ⑥	
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨)		⑩	/
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑤+⑥+⑦)		⑪	
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)		⑮	

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成__年分)	特定	株式 ④	/
	上場	株式 ⑤	
		配当 ⑥	
本年の 2年前分 (平成__年分)	特定	株式 ④	円
	上場	株式 ⑤	
		配当 ⑥	
本年の 前年分 (平成__年分)	特定	株式 ④	円
	上場	株式 ⑤	
		配当 ⑥	
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨)		⑩	/
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑤+⑥+⑦)		⑪	
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)		⑮	

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額(⑩-⑮)(⑮欄に記載された金額が0の場合には、記載されません。)	⑯	円
---	---	---

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額(⑩-⑮)(⑮欄に記載された金額が0の場合には、記載されません。)	⑯	円
---	---	---

( )\_のうち( )\_目

( )枚のうち( )枚目

付表の十

付表の十

改正後

更正決定等通知書（先物取引に係る雑所得等の計算書兼翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額の計算書/付表の十一）

先物取引に係る雑所得等の計算書（通知書の別表の「翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額」又は分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。  
兼 翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額の計算書

平成 年分

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

1 繰越損失控除前の先物取引に係る雑所得等の金額

先物取引に係る雑所得等の金額 ①	円
------------------	---

2 翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額

	㉑ 前年から繰り越された先物取引に係る損失の金額	㉒ 本年分で差し引く先物取引に係る損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった先物取引に係る損失の金額(㉑-㉒)
その前(前)年(前)三年分	円 ②	円 ③	
その前(前)年(前)二年分	円 ④	円 ⑤	円 (④-⑤) ⑥
その前(前)年(前)一年分	円 ⑦	円 ⑧	円 (⑦-⑧) ⑨
本年分の先物取引に係る損失の金額 (①が赤字の場合)			円 ⑩ (①の金額) (※)
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額 (⑥+⑨+⑩)			円 ⑪

※ ①の赤字の金額が△を付さないで書いてあります。

3 先物取引に係る雑所得等の金額

	繰越損失控除前の金額(①が黒字の場合)	本年分で差し引く損失額(③+⑤+⑧)	繰越損失控除後の所得金額(②-③)	④の金額から差し引かれる繰越雑損失の金額がある場合には、付表の二又は付表の九に繰越雑損失控除後の所得金額が書いてあります。
先物取引の雑所得等の金額 ⑫	円 (①の金額) ⑬	円 ⑭	円	

付表の十一

( ) のうち ( ) 目

改正前

更正決定等通知書（先物取引に係る雑所得等の計算書兼翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額の計算書/付表の十一）

先物取引に係る雑所得等の計算書（通知書の別表の「翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額」又は分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。  
兼 翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額の計算書

平成 年分

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

1 繰越損失控除前の先物取引に係る雑所得等の金額

先物取引に係る雑所得等の金額 ①	円
------------------	---

2 翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額

	㉑ 前年から繰り越された先物取引に係る損失の金額	㉒ 本年分で差し引く先物取引に係る損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった先物取引に係る損失の金額(㉑-㉒)
その前(前)年(前)三年分	円 ②	円 ③	
その前(前)年(前)二年分	円 ④	円 ⑤	円 (④-⑤) ⑥
その前(前)年(前)一年分	円 ⑦	円 ⑧	円 (⑦-⑧) ⑨
本年分の先物取引に係る損失の金額 (①が赤字の場合)			円 ⑩ (①の金額) (※)
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額 (⑥+⑨+⑩)			円 ⑪

※ ①の赤字の金額が△を付さないで書いてあります。

3 先物取引に係る雑所得等の金額

	繰越損失控除前の金額(①が黒字の場合)	本年分で差し引く損失額(③+⑤+⑧)	繰越損失控除後の所得金額(②-③)	④の金額から差し引かれる繰越雑損失の金額がある場合には、付表の二又は付表の九に繰越雑損失控除後の所得金額が書いてあります。
先物取引の雑所得等の金額 ⑫	円 (①の金額) ⑬	円 ⑭	円	

付表の十一

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後

改正前

更正決定等通知書（不服申立て等について）

更正決定等通知書（不服申立て等について）

不服申立て等について

不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

【不服申立てについて】

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長 国税局長 に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

- この（平成 \_\_\_\_\_ 年分、平成 \_\_\_\_\_ 年分又は平成 \_\_\_\_\_ 年分の）処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長 国税局長 に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

( ) \_ のうち ( ) \_ 目

( ) 枚のうち ( ) 枚目





改正後

特別還付金の 通知書（変更決定・職権用）

□□□-□□□□
殿

第 号 (番 号)  
平成 年 月 日

税務署長 印

平成 年分の特別還付金の変更決定通知書

平成 年分の特別還付金について、次のとおり変更決定します。

	変更決定前の額	変更決定後の額	増加又は減少する額
特別還付金の額	円	円	円
加算金の額			

この結果、この通知により 増加する 納付すべき特別還付金の額は、上の表の太い枠内になります。  
この納付すべき特別還付金の額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び蔵入代理店（郵便局含む。）又は当税務署に納付してください。  
なお、納付が期限に遅れますと、納期限の翌日から納付日までの延滞金を併せて納付する必要があります。

○ この決定の理由


○この決定は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。  
( ) のうち ( ) 目

改正前

特別還付金の 通知書（変更決定・職権用）

□□□-□□□□
殿

第 号 (番 号)  
平成 年 月 日

税務署長 印

平成 年分の特別還付金の変更決定通知書

平成 年分の特別還付金について、次のとおり変更決定します。

	変更決定前の額	変更決定後の額	増加又は減少する額
特別還付金の額	円	円	円
加算金の額			

この結果、この通知により 増加する 納付すべき特別還付金の額は、上の表の太い枠内になります。  
この納付すべき特別還付金の額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び蔵入代理店（郵便局含む。）又は当税務署に納付してください。  
なお、納付が期限に遅れますと、納期限の翌日から納付日までの延滞金を併せて納付する必要があります。

○ この決定の理由


○この決定は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。  
( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後

消費税及び地方消費税の 通知書並びに加算税の賦課決定通知書 (様式中ア  
 ンダーライン省略)

納税地	
氏名	殿

第 号

年 月 日

税務署長

\_\_\_\_\_ 印

消費税及び地方消費税の 通知書並びに加算税の賦課決定通知書  
 自 年 月 日 課税期間分 ( ) の消費税及び地方消費税並びに消費税  
 及び地方消費税の加算税を下記のとおり 及び賦課決定したので通知します。

記

区 分		A 既確金額 ( )	B 調査額 ( )
課税標準額	1		
消費税額	2		
控除過大調整税額	3		
控除対象仕入税額	4		
除還等対価に係る税額	5		
税貸倒れに係る税額	6		
控除税額小計 (4+5+6)	7		
限界控除前の税額 (2+3-7)	8		
控除不足還付税額 (7-2-3)	9		
限界控除税額	10		
差引税額 (8-10)	11		
中間納付税額	12		
納付税額 (11-12)	13		
中間納付還付税額 (12-11)	14		
地方消費税の課税標準と異なる消費税額	15		
差引税額	16		
譲渡割額	17		
納付譲渡割額 (18-19)	20		
中間納付還付譲渡割額 (19-18)	21		
消費税及び地方消費税の合計 (納付又は還付△印) 税額 (13+20-9-14-17-21)	22		
消費税及び地方消費税の合計税額の増減額 (減額△印)	23		

区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	
重加算税	変更決定後の賦課決定額	
	賦課決定額	
重加算税	変更決定後の賦課決定額	
	賦課決定額	

この通知書により納付すべき税額、減少する税額又は還付金額は、次表のとおりとなります。

区 分	本 税 額	過少申告加算税額	無申告加算税額	重 加 算 税 額
納付すべき税額				
減少する税額				
還 付 金 額				

この処分の理由

\_\_\_\_\_

この通知書に係る処分は、 \_\_\_\_\_ の職員の調査に基づいて行いました。

( ) のうち ( ) 目

改正前

消費税及び地方消費税の 通知書並びに加算税の賦課決定通知書 (様式中ア  
 ンダーライン省略)

納税地	
氏名	殿

第 号

年 月 日

税務署長

\_\_\_\_\_ 印

消費税及び地方消費税の 通知書並びに加算税の賦課決定通知書  
 自 年 月 日 課税期間分 ( ) の消費税及び地方消費税並びに消費税  
 及び地方消費税の加算税を下記のとおり 及び賦課決定したので通知します。

記

区 分		A 既確金額 ( )	B 調査額 ( )
課税標準額	1		
消費税額	2		
控除過大調整税額	3		
控除対象仕入税額	4		
除還等対価に係る税額	5		
税貸倒れに係る税額	6		
控除税額小計 (4+5+6)	7		
限界控除前の税額 (2+3-7)	8		
控除不足還付税額 (7-2-3)	9		
限界控除税額	10		
差引税額 (8-10)	11		
中間納付税額	12		
納付税額 (11-12)	13		
中間納付還付税額 (12-11)	14		
地方消費税の課税標準と異なる消費税額	15		
差引税額	16		
譲渡割額	17		
納付譲渡割額 (18-19)	20		
中間納付還付譲渡割額 (19-18)	21		
消費税及び地方消費税の合計 (納付又は還付△印) 税額 (13+20-9-14-17-21)	22		
消費税及び地方消費税の合計税額の増減額 (減額△印)	23		

区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	
加算税	変更決定後の賦課決定額	
	賦課決定額	
重加算税	変更決定後の賦課決定額	
	賦課決定額	

この通知書により納付すべき税額、減少する税額又は還付金額は、次表のとおりとなります。

区 分	本 税 額	過少申告加算税額	無申告加算税額	重 加 算 税 額
納付すべき税額				
減少する税額				
還 付 金 額				

この通知書に係る処分は、 \_\_\_\_\_ の職員の調査に基づいて行いました。

\* 納期限及び延滞税の計算方法については、裏面に記載してあります。



改正後

改正前

消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書 (様式中アンダーライン省略)

消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書 (様式中アンダーライン省略)

納税地	
氏名	殿

第 号  
年 月 日  
税務署長 \_\_\_\_\_ ㊟

納税地	
氏名	殿

第 号  
年 月 日  
税務署長 \_\_\_\_\_ ㊟

消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書

消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日  
至 年 月 日課税期間分の消費税及び地方消費税の加算税を  
下記のとおり賦課決定したので通知します。

自 年 月 日  
至 年 月 日課税期間分の消費税及び地方消費税の加算税を  
下記のとおり賦課決定したので通知します。

記

記

区 分	加算税の基礎となる税額	加 算 税 の 額
申告 加算税	賦課決定額 円	円
	変更決定後の賦課決定額 この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少(△印)する加算税の額	
	賦課決定額 円	
重加算税	賦課決定額 円	
	変更決定後の賦課決定額 この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少(△印)する加算税の額	
	賦課決定額 円	

区 分	加算税の基礎となる税額	加 算 税 の 額
申告 加算税	賦課決定額 円	円
	変更決定後の賦課決定額 この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少(△印)する加算税の額	
	賦課決定額 円	
重加算税	賦課決定額 円	
	変更決定後の賦課決定額 この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少(△印)する加算税の額	
	賦課決定額 円	

- 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
- 減少する加算税の額が既に納付されている場合で他に未納の国税等がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

- 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
- 減少する加算税の額が既に納付されている場合で他に未納の国税等がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

この処分理由


この通知書に係る処分は、 \_\_\_\_\_ の職員の調査に基づいて行いました。

この通知書に係る処分は、 \_\_\_\_\_ の職員の調査に基づいて行いました。

( ) のうち ( ) 目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後

改正前

消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書  
(削除)

消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書 (様式中アンダーライン省略)

〒 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号  
 (納税地) \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 \_\_\_\_\_ 税務署長  
 (氏名) \_\_\_\_\_ 殿 財務事務官 \_\_\_\_\_ 印

消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり消費税及び地方消費税の加算税を賦課決定したので通知します。

課税期間	区分	加算税の基礎となる税額		加算税の額	
		円	円	円	円
自平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 至平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( _____ )	申告 加算税	賦課決定額	00000	000	000
		変更決定後の賦課決定額	00000	000	000
	重加算税	賦課決定額	00000	000	000
		変更決定後の賦課決定額	00000	000	000
自平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 至平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( _____ )	申告 加算税	賦課決定額	00000	000	000
		変更決定後の賦課決定額	00000	000	000
	重加算税	賦課決定額	00000	000	000
		変更決定後の賦課決定額	00000	000	000
自平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 至平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( _____ )	申告 加算税	賦課決定額	00000	000	000
		変更決定後の賦課決定額	00000	000	000
	重加算税	賦課決定額	00000	000	000
		変更決定後の賦課決定額	00000	000	000

- 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。  
なお、納付すべき加算税の額が2課税期間分以上ある場合は、課税期間ごとにそれぞれ別の納付書を使用してください。
- 減少する加算税の額が既に納付されている場合で他に未納の国税等がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

この通知に係る処分は \_\_\_\_\_ の職員の調査に基づいて行いました。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後	改正前
<p>消費税及び地方消費税の 通知書並びに加算税の賦課決定通知書（不服申立て等について）（様式中アンダーライン省略）</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p>【不服申立てについて】</p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に _____ 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分にお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>【取消しの訴えについて】</p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分にお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。</p> <p>(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;">( ) のうち ( ) 目</p>	<p>消費税及び地方消費税の 通知書並びに加算税の賦課決定通知書（不服申立て等について）（様式中アンダーライン省略）</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p> <p>【不服申立てについて】</p> <p>○ 自平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 至平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 課税期間分の処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に _____ 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分にお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>【取消しの訴えについて】</p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分にお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。</p> <p>(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>

改正後	改正前
<p>消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書（不服申立て等について）  <u>（削除）</u></p>	<p>消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書（不服申立て等について）（様式アンダーライン省略）</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p> <p>【不服申立てについて】</p> <p>○ 自平成 年 月 日 自平成 年 月 日 又は 自平成 年 月 日 課税  至平成 年 月 日、至平成 年 月 日 又は 至平成 年 月 日 課税  期間分の処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に _____  税務署長 に対して異議申立てをすることができます。  国税局長</p> <p>○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>【取消しの訴えについて】</p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。</p> <p>(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: right;">（ ）枚のうち（ ）枚目</p>

